仕　様　書

1. 件　　名　第 1 研究棟 2 階恒温恒湿装置更新
2. 数　　量　1　式
3. 施工理由

　　平成 3 年度に設置された既設恒温恒湿装置の老朽化により、実験環境を維持するのが困難になっているため、更新する。

4. 施工期限　平成 25 年 3 月 15 日(金)
5. 施工場所　(独)放射線医学総合研究所　第 1 研究棟 2 階分析機器室
6. 仕様及び構成

1) 空調機(RP-AP140RKV 相当品)

基本仕様	形態		:	床置リモコン型／空冷
	冷房能力	定格冷房能力(50Hz/60Hz)	:	12.5[5.7-14.0]　[kW] 程度
		定格消費電力(50Hz/60Hz)	:	3.41/3.41　[kW] 程度
		運転電流（50Hz／60Hz）	:	10.7/10.8　[A] 程度
		運転力率（50Hz／60Hz）	:	91/91　[%]程度
	冷　媒	R410A		
	その他	電気ヒーター組み込み　200V 3φ 15kw 3 回路		
室内ユニット	送風機	型式	:	両吸込多翼送風機
		風量	:	44　[m^3/min]程度
		電動機出力	:	0.55　[kW] 程度
		機外静圧	:	0　[Pa] 程度
	熱交換形式		:	多通路クロスフィン式
	保護装置		:	高圧遮断装置、ヒューズ等による保護装置、保護回路を有すること
	サイズ		:	1,000×700×2,000[mm]以内
	重量		:	200[kg]以内
室外ユニット	熱交換形式		:	多通路クロスフィン式
	風量		:	90 [m^2/min] 程度
	送風機用電動機		:	0.07+0.07 [kw]程度
	保護装置		:	ヒューズ等による保護装置、保護回路を有すること
	重量		:	80[kg]以内

2)その他

(1)　本測定室の容積は約 55m^3 ある。
(2)　室温の変動を 23±5℃以内で制御できること。
(3)　湿度の変動を 45%前後で制御できること。
(4)　温度の上限、下限を設定できること。

(5) 電気配線は放医研が指定する既設分電盤等から行うこと。
(6) 必要に応じて、既設分電盤内のブレーカーを交換すること。
(7) 配管には保温材を巻くなどして、結露等の対策を施すこと。
(8) 排水配管工事を行うこと。
(9) 既設恒温恒湿装置の冷媒回収を行うこと。
(10) 既設恒温恒湿およびその付帯設備を撤去し適切に廃棄すること。
(11) 設置場所は別図のとおりとする。

7. 検査
(1) 工事完了後、以下の試験、検査を行う事。
・ 設置装置を稼働させ、正常に設定温度に達するか。
・ 既設恒温恒湿装置並びに付帯設備が残存していないか。
(2) 納入完了後、当研究所職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって、検査合格とする。

8. 発生材の撤去・廃棄
(1) 撤去等に当たっては、事前に現場調査を行い、放医研担当者及び安全・施設部施設課と協議を行い、作業計画をたてること。
(2) 撤去後の廃材等は請負業者が引き取り、関係法令を遵守し適切に廃棄すること。

9. その他、本工事を行うに当たっての条件等
(1) 実際の施工前（着工約2週間前）に放医研担当者と充分事前に協議し、施工期間、方法を決定すること。
(2) 作業に当たっては、労働安全衛生法その他関係法令及び放医研の定める諸規定を遵守すること。
(3) 建設リサイクル法、その他関連法令及び放医研の定める諸規定に従い、産廃及び再利用の手続きを遵守すること。
(4) 本工事に要する電力及び水は放医研の負担とする。
(5) 設置にあたって、火気等の使用がある場合は監督職員の指示に従うこと。
(6) 更新工事においては、放射線発生装置技術開発課及び安全・施設部施設課の指示に従うこと。
(7) 空調機・室外機の取付けにあたり、天井パネル・壁面及び床面等の加工及び補修を行うこと。
(8) 室外機据付時には、基礎を用いること。また、防振ゴム等で振動等の対策を施すこと。
(9) 作業の安全確保に留意すること。なお業務遂行上請負者が被った災害は放医研に起因する災害を除き、放医研は一切の責任を負わないものとする。
(10) 本業務を行う分析機器室は、精密機械等を有するため、装置等に養生を行い、装置の汚損を防ぐこと。
(11) 分析機器室設置機器を動作させないこと。また、作業の過程で設置機器を破損等した場合は、請負者の責任で修理等を行うこと。

(12) 工事に必要な監督官庁への届出は、請負者が行うこと。
(13) 工事終了後、据え付け、試運転調整を実施し、正常に動作することを確認すること。
(14) 無償保証期間を工事完了後1年間とする(故障対応、メンテナンス、再調整含む)。
(15) 設備等に異常が発生した場合、発生日から5営業日以内に対応すること。
(16) その他、本工事において、疑義が生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。
(17) 工事終了後、完成図書を3部、取扱説明書及びマニフェストを1部提出すること。

所属部課名　研究基盤技術部
放射線発生装置技術開発課
氏　　名　前田　武

別　図

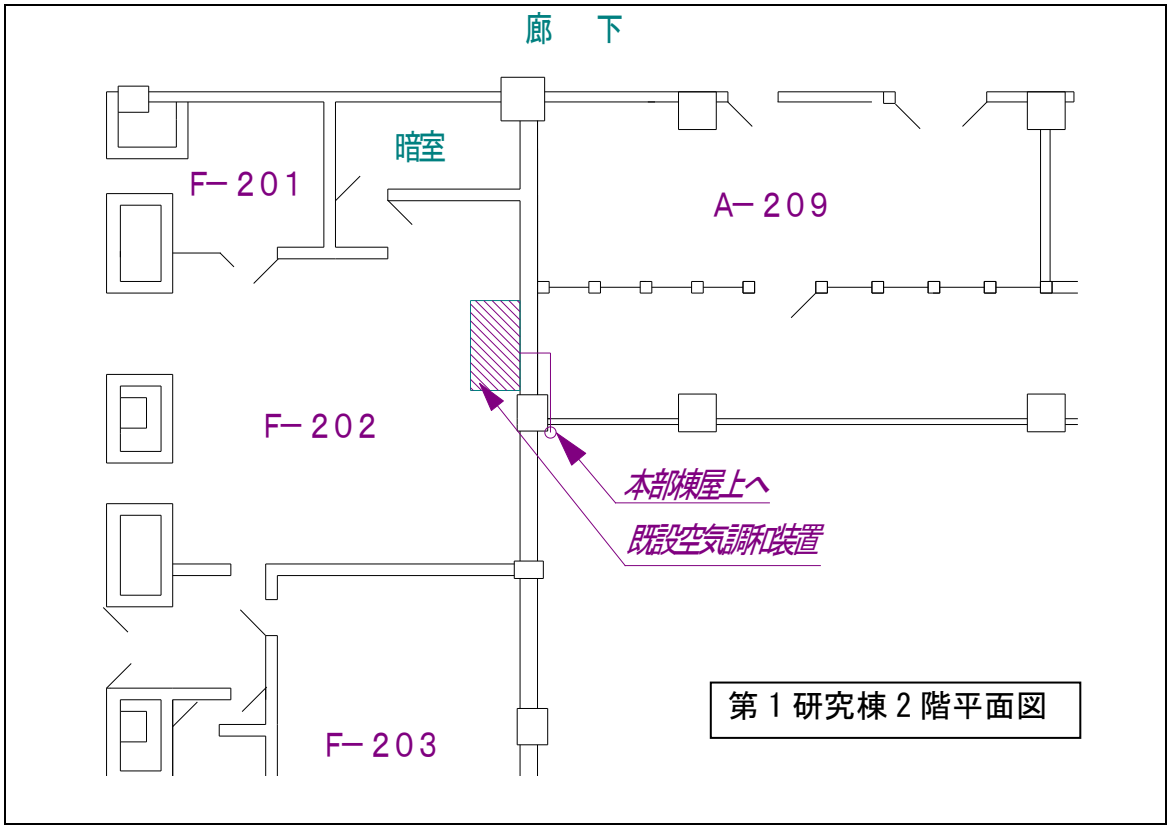
廊　下
暗室
F－201
A－209
F－202
本部棟屋上へ
既設空気調和装置
F－203
第１研究棟２階平面図

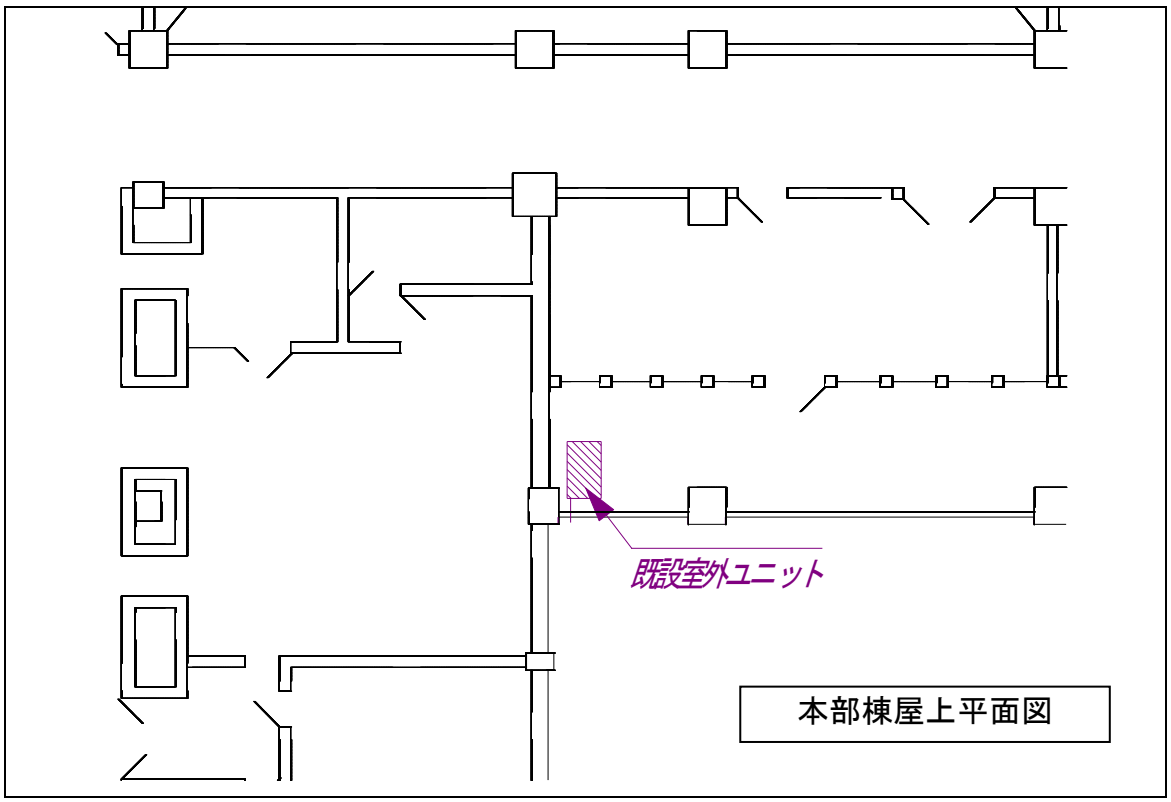
既設室外ユニット
本部棟屋上平面図